

【家計急変者】

○「港区住民税非課税世帯等生

① 下記にチェック(☑)してくだ

☑ 私(世帯)は、予期せ  
※「予期せず家計が急変  
収入等、当該月に収入

【1】予期せず令和5年1月から8月までに家計が急変し、収入が減少した場合✓を記入してください。収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

に収入が減少  
活動に季節性が

【2】申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載してください。

【2】

② 申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

氏名 (フリガナ)	左欄の者が扶養する者の数	令和5年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12	非課税相当額 [5]
					給与収入 [A]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
1	1	☑課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和5年3月	120,000円	0円	0円	1,440,000円	1,560,000円
記載例①(収入で申請)					収入合計額[D] (A+B+C) 120,000円				
2	0	□課税 ☑非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和5年3月	0円	0円	0円	0円	[6]
記載例②(所得で申請)					収入合計額[D] (A+B+C) 0円				
1	1	☑課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和5年2月	円	140,000円	円	1,680,000円	1,560,000円
記載例②(所得で申請)					収入合計額[D] (A+B+C) 140,000円				
2		□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和5年 月	円	円	円	円	[7]
記載例②(所得で申請)					収入合計額[D] (A+B+C) 円				

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養している人数」
- ② 「令和4年度住民税課税状況」
- ③ 「障害者控除等の適用」
- ④ 「収入の減少のあった年月」
- ⑤ 「任意の1か月の収入」

【令和5年1月から8月までの任意の1か月の収入により申請する場合】

【3】④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、D×12の額を記載してください。

【4】下表から、①欄の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、この額を⑦欄に記入してください。

【6】非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(裏面は記載不要)

【7】記載例②の場合、非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請となります。(裏面を記入)

※所得税が課されないものは、収入として計上する必要はありません

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

【4】

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

~所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください~

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1	【-】	円	円	円	円	円	
2		円	円	円	円	円	
3	記載例① (収入で申請する場合、本欄の記入は不要)		円	円	円	円	
4	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	1,680,000 円		700,000 円		980,000 円	1,010,000 円
5	記載例② (所得で申請)	円	円	円	円	円	

【-】収入により申請する場合は記入不要

【8】⑥欄の年間収入見込額を転記してください。

【9】各欄に該当する控除額を記入してください。

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください。  
年間所得見込額 = 収入額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金控除)  
⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります。

(記入上の注意)

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。  
⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
- ③ A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
- ④ A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

⑨ 「事業収入等の経費」欄

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額  
 : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額  
 : 60万円超130万円未満 → 60万円  
 : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円  
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円  
 (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額  
 : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額  
 : 110万円超330万円未満 → 110万円  
 : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円  
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

⑪ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

- ⑪ 年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)  
 ⑫ 「非課税所得限度額」の欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。  
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用